

## 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年東松山市条例第29号） によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	東松山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年東松山市条例第29号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東松山市条例第39号）別表第1 第1の項</li> <li>・東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年東松山市条例第29号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</li> </ul>
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第一条	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の（生活の安定と自立）の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の（生活の安定と自立）を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

⑦独自利用事務の関連規範		東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年東松山市条例第29号）東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年東松山市規則第35号）
--------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給者証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第10条及び第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第6条及び第7条 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第18条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第10条及び第11条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第10条及び第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第10条及び第11条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給者証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号1	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号11	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号12	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第2号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第3号から第5号まで
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供をを求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
----------------	------------------	------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務6		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第3条第3項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
<b>特定個人情報4</b>		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
<b>特定個人情報5</b>		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
<b>特定個人情報6</b>		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第5項及び第3条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第6条第3号から第5号まで
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
<b>特定個人情報7</b>		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務7		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第5条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務8		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項7号	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第8条第1項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の障害の状態の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項7号イ	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 第2条第1項 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
---------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年10月13日
独自利用事務の対象者	ひとり親とその子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月24日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	22
保護評価書の名称	東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E6%9D%B1%E6%9D%BE%E5%B1%B1%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=3&amp;opn_date_from_month=9&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=3&amp;opn_date_to_month=10&amp;opn_date_to_day=1&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%9C%8C%E6%9D%B1%E6%9D%BE%E5%B1%B1%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=3&amp;opn_date_from_month=9&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=3&amp;opn_date_to_month=10&amp;opn_date_to_day=1&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
委任関係	